

2022年度（令和4年度）

事業計画

社会福祉法人 えのき会

えのき会 基本理念

『重い障害があっても、地域の中であたりまえに暮らす』

「障害のある人が必要な支援を受けながら、地域のなかでその人らしくあたり前に生きていける社会、すべての命が大切にされる社会こそ、真に豊かな社会です。」

私たちは、こんな社会をめざす事を基本理念とします。

えのき会 倫理綱領

えのき会は、事業が年々拡充していき、職員も毎年増加しています。大所帯となっても、21世紀を見据え「利用者主体」のサービスが提供できるよう、基本理念を浸透させ、継承していく必要があります。

そこで、職員自らが役割と使命を自覚し、基本理念の具現化に向け、統一した取り組みをしていくため、ここに倫理綱領を定め、最善のサービスの提供に努めます。

- 1) 職員は、利用者一人ひとりの人間としての権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害をせず、かけがえのない存在として尊重します。
- 2) 職員は、利用者と共に地域がどうあってもらいたいのか考え、社会の一員としてそれらの実現に向け、共に取り組んでいきます。
- 3) 職員は、利用者が主体となって、自己決定、自己実現できるよう、傾聴の念をもち、利用者の思いを大切にします。
- 4) 職員は、専門知識や能力向上のため、自己研鑽にはげむことを惜しみません。常にサービスの向上を考え、意識のもと、支援していきます。
- 5) 職員は、一社会人としてのマナーを守り、チームとしてお互いに気持ちよく働き続けられる職場づくりを目指します。

2022年法人の運営方針

1. 法人理念の具現化に向けたサービスの標準化と質の向上
2. 組織再編による経営の安定化並びに管理職の養成強化
3. 事業所毎に中核を担える人材の配置と育成の強化
4. キャリアパス制度による人材育成・管理

2022年人材の育成方針

1. キャリアパス制度の浸透・定着化
2. 業務マニュアル、手順書等の見直し・整備をつうじた人材育成
3. 年間サイクルによる新任職員の育成
4. 職員個別育成計画の充実並びに定期的なヒアリングの実施とOJTの活用
5. 外部研修報告会やケースカンファレンスによるスキルアップ
6. 各事業の中核が担える人材（リーダー）の配置と養成
7. 事業運営と人材育成が担える幹部職員の養成
8. 生活支援員によるたん吸引等の実施研修

2022 年度事業方針

【運営体制】

法人事業を大きく生活介護部門・グループホーム部門・地域生活支援部門の三つに分類し、それぞれの事業を支える事務部門とも連携し、円滑に事業運営できる組織の構築を目指す。また、山積している課題を整理し、それぞれ担当する管理職を配置し、そのもとに自由に論議できるチームを編成し、課題解決に向け取り組む。また、各職員のキャリアをふまえ兼務する業務を精査し、各事業の専従職員を軸に、チーム単位で事業運営にあたる。

【ハード面】

昨年に引き続き、桃山町西町に整備した新事業所を拠点として、地域ニーズに対応し社会貢献できるサービスが提供できるよう、地元社会福祉協議会、児童館、地域包括支援センター等との連携を模索していく。また、ハックベリーの改修計画を検討する。

【ソフト面】

地域貢献に向け、事業所を拠点にフードバンクや児童へのアプローチを試行する中で、地域ニーズの把握に努め、法人が実施できる新たなサービスを模索していく。対人援助技術を向上させるため、全体会議において定期的にカンファレンスの機会を設ける。また、利用者の情報を事業所間で共有するとともに、主任・所長がそれらの情報を活用し、人材育成の視点に立って業務分担や人事に反映していける仕組みを構築する。

一方、サービスの向上を目指し、第三者評価機関の自主点検票を活用し点検するとともに、サービスの標準化のためマニュアル整備やリスク・苦情等を担う委員会を設置する。

【労働環境】

コロナ禍の影響は避けられない状況下ではあるが、関係先との情報共有により、感染防止には常に注視しつつ、利用者、職員への情報伝達も迅速な対応を心がけていく。また、働きやすさ推進委員会を継続させることにより、労働環境を把握し、働き方・休み方等の改善に向けて提言できる、さらに、管理職・職員が一体となって率直な意見、素朴な質問、違和感等が気兼ねなく言える環境整備に努める。

【人材育成】

新任職員の育成にあたっては、年間サイクルのなかで指導し、チームによる育成を推進させる。また、職員の育成にあたっては、各階層の育成目標に加え、個々の課題設定を明確化し、人事考課時期の前後に育成担当者との懇談する機会を設ける。また、OJT、階層別研修に重点をおき、研修後には就業状況を振り返り、研修成果が反映されているか考察する。

育成を担う者は、職員それぞれの持ち味・長所を伸ばし、自信を深め業務遂行できるよう、兼務先の事業所のリーダーと一体となり、定期的に懇談の機会をもち、できることや信頼関係のなかで自ら弱点に気づき改善に取り組む姿勢を導いていく。中堅職員については、課題検討チームに参画し、法人が求める役割を自覚してもらう。管理職については、定期的なヒアリングを設定し、職員のメンタルケアを心がけていく。また、今期は財務管理に重点をおき、研修の機会をもつなど必要な知識と実践できるスキルの習得を目指す。

【財政面】

国により社会福祉人材の処遇改善が実施される中、昨年に引き続き賞与の支給率は年間4.5以上を目指していく。一方、徐々に膨らむ人件費の安定化を図るため、1千万円と事業用地確保に向け500万円の積立てを目指す。

生活介護事業所部門事業計画

○各事業所の基盤を安定させ、共通の課題解決に向けて取り組む

昨年度より新たに事業所が開設され、各事業所の課題が浮き彫りとなった。送迎業務や共有する利用者の変化、全ての事業所で起こり得るリスク等、共通の課題に向けて、所長、主任、リーダーを中心に取り組みを進め、円滑な情報共有や必要に応じてカンファレンスを取り入れ事業所が連携して課題解決に向けた取り組みをおこなう。各事業所の定期ミーティングにおいては、事業所間で共有すべき課題の抽出をおこない、連携を図っていく。三か所の活動拠点でそれぞれの事業所の特性をベースに、利用者が安心して通所できる事業運営をおこなう。

○利用者の健康状態の把握、体調の維持を心掛け、安全に過ごせるようにサポートする

利用者の日々のバイタル測定を基本に、表情、顔色、発作、嚥下状態、体重の変化、排泄状況を把握し、ボディチェック等を行う。普段と違う状態がみられる際には、看護師に連絡相談し、必要に応じて医療機関との連携を図る。また、変化がみられた際には、複数の職員で確認し、同様の対応をとる。また、定期的に通院同行を実施し、主治医との関係強化を図っていく。利用者の立場、思いを理解する努力を怠らず、不快にならないよう配慮し、個々に寄り添った支援を行う。

○権利擁護・虐待防止に努める

利用者の立場や個々の思いを尊重し、気持ちに寄り添った支援を行うことで、利用者の権利擁護、虐待防止に努めていく。また、座位保持用の車いす等においても、長時間の使用で身体拘束にならないように留意し支援にあたる。

○利用者・ご家族のニーズへの適切な対応をおこなう

利用者本人・ご家族からの要望に関して傾聴の姿勢を基本とし、事業所内、または関係事業所と協議し検討する。また、入浴に関してはニーズ把握に努め、十分な入浴サービスが提供できるように三か所の事業所が連携し対応する。ソフト面では、個々の利用者に沿った活動展開を目指し、個別支援計画の評価時期には日中の様子をご家族と共有することで、ニーズを伝えやすい環境をつくり、ご家族との信頼関係の構築に努めていく。

○職員の育成に関して 各リーダーの役割を明確にし、発揮できる場をつくる

次期リーダーや中堅職員の育成に力を入れ、チームとしてより機能することを目的に、職員個々の興味、持ち味を生かせるよう業務を差配する。また、チームリーダーや中堅職員の役割を明確にすることで、それぞれ担当する業務に責任をもち、定期的に状況確認、フィードバックをおこない、業務の改善、安定を目指していく。

また、事業所を兼務する職員は、担当する利用者を一定固定化し、チーム編成することで支援の目的を共有し、利用者の日々の過ごしが豊かになれるよう、定期的に活動の振り返りも取り入れ業務遂行にあたる。

ケースカンファレンスに関しても、年4回程度は計画的に実施していけるようにし、現在の課題、目の前の支援だけではなく、利用者の未来を視野に日々の関わりをもてるような職員集団となれるよう職員個々の質の底上げを図る。

○稼働率の向上を目指す

コロナ禍の影響が懸念されるが、三か所の事業所全体では稼働率80%以上を目指す。

「榎の家」事業計画

I. 実施体制

所 長 奥村 千鶴（サービス管理責任者兼務）
生活支援員 12.3名（常勤換算）
看護師0.7名（常勤換算） 栄養士2名（常勤） 医師1名（非常勤）
運転手1名（非常勤） 事務員1名（常勤兼務）

II. 事業所の目標

○医療的ケアが必要な利用者へ適切な対応・環境を準備する。

喀痰吸引、胃ろうからの食事注入が必要な利用者など、医療的ケアが必要な方も安心して日中の活動に参加し、その人らしく過ごせるようサポートしていく。一方、職員においては医療的ケアに付随する基礎的な知識の習得を目標とし、実際のケアの現場において看護師と連携し、安全に医療的ケアを提供できるようにする。

○専門機関と連携し、その人に応じた必要な支援の実施を目指す

利用者ごとに必要なサポートの内容を理解し、適切な対応・環境を提供する。必要に応じて通院等の同行を行い、医療機関・主治医との連携を図る。ストレッチに関しては、年々ニーズの高まりもあり、年一回は通院先へリハビリ同行をおこなうことで、実施内容を確認し、安全で効果的なストレッチの実施に努めていく。

○活動面の充実化を図り、個々の利用者の楽しみ・意欲の向上に重点を置いて支援する

個別での関わりに重点をおき、利用者の表情、動作、その時の様子に着目し、楽しめる事柄を模索していく。それぞれの利用者の興味、楽しみ、何を求めているのか活動をつうじて深めていくことで、利用者の満足感に繋げていく。また、その情報を記録に残しチームで共有し合い、関わりの幅を広げていく。

利用者に応じて目的をもって取り組める内容を取り入れ、評価を明確に伝えていくことで、意欲の向上、通所の楽しみに繋げていく。

全体活動での季節に応じたイベント、音楽活動を一つの楽しみとして、盛大に盛り上げられるように、行事に向けた話し合いを積み重ねていく。

職員においてはある程度担当利用者を限定し、継続的な関わりの中で理解を深め、取り組み、評価を積み重ね、職員間での意見交換、共有を行うことで、利用者支援に向けた職員の質の向上を図る。

○地域交流を継続し、地域に根付いた事業所に 社会参加の場を広げていく

アルミ缶リサイクルの回収を利用者の方と一緒に継続しておこない、地域の方との交流の機会をコミュニケーションの場を持つことで社会参加を広げていく。また、地域の方のボランティア受け入れをコロナ禍の状況を見ながら機会を見て協議していく。それまでに、ボランティア受入規程を確立させ、安全面に留意し取り組んでいけるようにする。

「さくらの家・主たる事業所」事業計画

I. 実施体制

所長 村上 高久（兼務） 副所長 清水 直子
サービス管理責任者 白石 衣代（専従）
生活支援員 5名（常勤換算）
看護師1.4名（常勤換算） 栄養士1名（常勤） 医師1名（非常勤）
運転手1名（非常勤） 事務員1名（常勤兼務）

II. 事業所の目標

○医療的ケアが必要な利用者への対応、環境整備

医療的ケアが必要な利用者が複数おられる為、チームでの対応を強化していく。主治医の指示書をもとに支援し、医療的ニーズに応じられるよう知識を深める。経管栄養のコンネクターが変更される為、安全に使用できるよう看護師から指導を受け対応していく。また、医療的ケアで必要とする物品に関しても在庫の確認を行い、対応する。

○ご家族、ご利用者の入浴のニーズを把握し実施

祝日やコロナ禍の影響等により、在宅での入浴が困難な時は、ご家族と相談し、入浴調整を行う。入浴の際には清潔保持、皮膚状態の把握に努め、安全面に考慮し、複数の職員と看護師と連携を取りながら実施していく。その際、利用者の視点に立ち、楽しく、気持ち良いと思ってもらえるような介助を心がける。

機械浴のメンテナンスや在庫管理を行い、円滑に機械浴での入浴の対応ができるようにする。

○活動を計画的に取り組んでいき、充実した活動の実施

日中活動においては、利用者の表情や動作を重点におき、活動の充実化を目指す。季節行事や活動の取り組み状況に関しては、職員間で共有し、活動計画を経て職員が担えるように取り組んでいく。一方、ストレッチでは、実施内容の理解を深め、音楽を鳴らすなど楽しく取り組める工夫を取り入れて身体を動かす時間を設ける。

「さくらの家・従たる事業所」事業計画

I. 実施体制

所長 村上 高久（兼務） 副所長 清水 直子
サービス管理責任者 白石 衣代（専従）
生活支援員 6名（常勤換算） 栄養士1名（常勤） 医師1名（非常勤）
運転手1名（非常勤） 事務員1名（常勤兼務）

II. 事業所の目標

○活動を充実化し、意欲の向上に繋がる支援を

日々の関わりで得た情報や状況の変化を取り入れ、その人らしく楽しめることに重点をおいて支援する。利用者の障害特性、個々のニーズを把握し、利用者に沿った機能維持や興味のもてる事柄を模索し、活動に取り入れていくことで、利用者の能力を引き出し、意

欲の向上に繋げていく。また、日常生活の中で目的をもって取り組むことを定着させ、楽しみに繋がるように支援する。年間計画として、外出、レクリエーション、余暇活動を企画し、日々の過ごしとのメリハリや気分転換を図っていく。

○身体機能、生活能力の維持に努める

利用者の日常生活習慣におけるスキルを把握し、維持できるよう支援していく。同時に、自身でできることを尊重し、評価していくことで個々の利用者の意欲向上に繋げていく。専門機関と連携し、より適切なストレッチの実施を目指し、集中して取り組める環境を整えていく。

○地域交流を継続し、地域に根付いた事業所に

地域の方との交流の機会が増えるようにベルマーク回収やアルミ缶リサイクル等のチラシを作成し、桃山東学区を中心にポスティングをおこなうことで、事業所を知ってもらうことから始めていく。

*以下「榎の家」「さくらの家」共通

運営方針

日勤職員が中心となり、利用者が楽しく安全に過ごせる生活介護を目指していく。利用者のニーズに対応できるように、利用者に寄り添い、気持ちの理解に努め、ご家族や他の事業所との情報共有をはかる。また、利用者の将来を見据え、相談支援事業とも連携をとりながら、カンファレンスを実施し総合的な視点をもって支援をおこなっていく。

活動面に関しては利用者の様々なニーズに対応し、それぞれの障害特性を考慮しながら利用者主体の活動を展開していく。

サービス内容

利用者一人ひとりのニーズやそれぞれの可能性を求めて、以下の日中活動を提供します。

- ① グループ活動 紙漉・創作活動・アロマ・クッキング・音楽療法・ミニシアター・陶芸・アルミ缶リサイクル活動、周辺散策、染め物、園芸等
- ② 行事 音楽イベント・お花見・外出レクリエーション
- ③ 個別活動 ストレッチ・手芸・パソコン等
- ④ 入浴サービス 入浴を希望される方に提供します。
- ⑤ 送迎サービス ご自宅から事業所までの送り迎えを実施します。
- ⑥ 給食サービス

対象者と利用定員

山科区・伏見区(一部の地域は除く)にお住まいで、主に身体障害のある18歳以上の方
一日の利用定員 榎の家20名 さくらの家主たる事業所10名・従たる事業所10名

利用時間

榎の家 : 月～土曜日(祝日・年末年始12月30日～1月3日・お盆を除く)
さくらの家: 月～金曜日(祝日・年末年始12月30日～1月3日・お盆を除く)
9時40分～15時40分(送迎時間は除く)

所長が必要と認めた場合は、臨時に休業する場合があります。

費用

- ①食事の提供 昼食代 600円（食事提供体制加算該当者は400円）
- ②入浴に係る光熱水費として 一回500円（洗髪のみの場合は一回250円）
- ③音楽療法 一回200円
- ④リラクゼーション(アロマ) 一回50円
- ⑤クッキング 実費（100～300円）
- ⑥グループ活動・個別活動として実施する創作活動に係る材料費 実費
- ⑦行事（外出含む）参加に伴い必要とする経費 実費
- ⑧コーヒー 一杯50円（希望者のみ）

Ⅲ. 会議・他機関との連携等

1. 生活介護部門職員会議の開催（勉強会・ケース検討等）（月1回）
2. 各事業所担当者会議・看護師MT（週一回）
3. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
4. 職員研修
 - ・法人新任職員研修会への参加
 - ・法人職員研修会（年5回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加
 - ・関連事業所との交流実習派遣
 - ・総合防災訓練の実施（年2回）
5. 京都市生活介護等事業連絡協議会
6. 京都市南部障害者自立支援協議会、京都市東部障害者自立支援協議会
7. 協力医療機関（医療法人社団神野医院）
8. 総合支援学校生徒の実習受入れ

グループホーム部門事業計画

I. 共通目標

- 職員個々の意見や提案を尊重し、よりよいホームにしていくべく、リーダー職員を中心として積極的に話し合うことができる職員体制の構築を進める。職員個々のストレングスを活かし、得意を伸ばし、苦手を補っていける職員集団を目指す。
- ハックベリー・ベル両ホームが情報共有に努め、業務の標準化を図る。また定期的に担当者間で話し合いの場を設け、協力・連携体制を深める
- 計画相談に基づいて個別支援計画を作成し、月例の職員会議で計画内容に添った支援が実施できているかを確認する。また状況によって、ケースカンファレンスを実施し、支援内容の変更も視野に入れながら、利用者の望む生活が実現できるよう支援する。
- 個々の身体状況を把握するため、日々の観察を丁寧に実施する。変化がみられた場合は、症状により往診医、医療機関、各専門職と連携をとり、早期受診を心掛ける。

また、利用者の定期通院、リハビリ通院等にはホーム職員が95%以上を担当とするようにし、各専門機関と深く話し合いができるよう配慮する。

- 利用者の加齢にともなう身体機能低下が今後も予想される中、急な身体状況の変化に対応するための道筋を整備しておかなくてはならない。そのためにもご家族との話し合いの中で思いをしっかりと受けとめ、その後に備える手立てを一緒に考えていける職員集団を目指す。
- コロナ禍の中でも安全・安心できる外出方法を検討し、利用者の気分転換と心の潤いになるように繋げていきたい。また日常の暮らしの中で余暇を楽しめるよう活動の提案を行う。日々の生活でマンネリを生み出さないようにし、刺激を受け、充実したと感ずることができるよう働きかける。
- 必要に応じて法人内関係事業所と連携を取る。所長、主任を連携のベースとし、リーダー、一般職員との情報共有、各事業所における課題の共有を行う。各事業所が孤立せず、つながり機能することを目指す。

グループホーム「ハックベリー」

II. 実施体制

管理者 平井 健二郎（生活支援員兼務）

サービス管理責任者 高尾 良子

世話人 1.3名（常勤換算）

生活支援員 1.2名（常勤換算）

*生活支援員については、居宅介護事業所よりヘルパーの派遣も依頼する。

III. 事業所の目標

- チーム再編にあたり、所長、リーダーとの定期ミーティングを実施する。現場においてはリーダーを中心にチームをつくり、トップダウンだけでなく、利用者支援の改善、提案について現場職員からの声が上がリ、利用者のQOL向上につながるよう取り組む。

グループホーム「ベル」

II. 実施体制

管理者 高尾 良子（兼務）

サービス管理責任者 高尾 良子（生活支援員兼務）

世話人 1.3名（常勤換算）

生活支援員 1.1名（常勤換算）

*生活支援員については、居宅介護事業所よりヘルパーの派遣も依頼する。

III. 事業所の目標

- 新たな体制の下で、リーダーを中心とした新たなチーム作りに取り組む。この機会に改めて基本に立ち返り、職員それぞれに求められる役割を果たせる、風通しの良い職場環境の構築を目指す。業務改善、職員個々の気づきを大切に、実践結び付けていくこと

で利用者の生活をよりよいものにしていく。

*以下「ハックベリー」「ベル」共通

IV. 事業概要

運営方針

利用者のニーズを拾い上げ、個々に合わせたより細やかな支援を実施し、心身共に健康で安心できる生活が営めるようにする。また、それぞれの日中の通所先とも密に連携をとりながら利用者の生活全体の把握に努め、より良い支援へと拡げていく。

また、地域社会資源の利用の機会を設け、社会の一員としての暮らしを実現していく。

サービス内容

利用者一人ひとり毎に個別支援計画を作成し、それらにそって ADL 面で必要な介助や生活相談に対応していく。同時に、居室の清掃や衣類等の洗濯、朝食、夕食の提供等、日常生活が営めるように支援する。また、土・日・祝日等の昼間にも必要があれば支援していく。

対象者と利用定員

知的あるいは身体に障がいのある 18 歳以上の方（重複障害のある方も含む） 6 名

費用

- ① 敷金(預り金) 50 万円 (新規入居者のみ)
- ② 家賃 一月 20,000 円
- ③ 光熱水費 一月 10,000 円 (12 月～2 月は暖房費 5,000 円加算)
- ④ 食費 朝 350 円、夕 400 円 昼食は除く (実費)
- ⑤ 消耗品費 一月 1,000 円 台所洗剤、ゴミ袋、洗濯等

IV. 会議・他機関との連携等

1. 担当者会議の開催（勉強会・ケース検討等の実施）（月 1 回）
2. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
3. 職員研修
 - ・法人新任職員研修会への参加
 - ・法人職員研修会（介護・摂食・普通救命講習等年 5 回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加（派遣研修）
 - ・総合防災訓練の実施
 - ・他事業所の見学実習
4. 京都市南部障害者自立支援協議会、京都市東部障害者自立支援協議会
5. 協力医療機関（医療法人社団神野医院）

短期入所事業「サポートセンターえのき」事業計画

I. 実施体制

所長(管理者)	村上 高久 (兼務)
職員	約 15 名 (兼務)

*利用がある日には必要な職員;夜勤者あるいは宿直者の他生活支援員を配置する。

II. 事業所の目標

- 利用者の在宅生活が継続・向上していけるよう、関係機関とも連携し、サービスの提供を心がける。
- 利用者のニーズを掘り下げ見極めながら、現状の職員体制に即し効果的なサービスを提供していく。

III. 事業概要

運営方針

重い障がいがあっても誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるように教育・医療・福祉・地域との連携を密にしながら、必要とされるサービスを行う。

サービス内容 短期入所…宿泊の支援を行う。

対象者 京都市に在住で関連する法律に基づく支給決定を受けた方

提供時間

*原則 平日 16 時～10 時、但し土・休日は相談可（12 月 30 日～1 月 3 日は休業日）

「サポートセンターめい」事業計画

I. 事業名 居宅介護等事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護）
地域生活支援事業（移動支援）

II. 実施体制

管理者 森下 耕児

サービス提供責任者 田中 徹 高橋 仁司

職員 34 名（兼務） 登録ヘルパー2 名（兼務） 事務職員 2 名（兼務）

III. 事業所の目標

- コロナ禍における支援の提供において、感染防止対策を徹底し安全な支援の提供に努める。また外出を伴う支援についても、一律に控えるのではなく、実施可能な支援の提案など、可能な限りご利用者のニーズに応え得るよう努める。
- サービス提供責任者・中堅職員を中心としたチームの強化を図り、居宅在住の利用者へ派遣できる職員を利用者一人当たり 4 人以上になるように、年間計画を策定し引継ぎ・育成を実施していく。結果として、現在職員が平均すると 3 人の利用者支援できている数を 5 人に引き上げることを目指す。
- 定期的なカンファレンスや細かな情報の共有を行い、職員の意見交換の機会を設け、潜在している課題やニーズを把握し、支援の質の向上に努める。
- アクシデントや支援に対する要望については、サービス提供責任者を中心に、迅速に状況の確認、対応を行う。

○個々のケースにおいて、担当するヘルパー間で意見交換や情報の共有が円滑にできる体制を目指す。ケース毎の担当者を明確にし、情報の集約と発信が円滑に行える体制の構築を目指す。

IV. 事業概要

運営方針

重い障がいがあっても誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、教育・医療・福祉・地域との連携を密にしながら、必要とされる支援を行う。

支援内容

① 居宅介護

身体介護・・・ご自宅に訪問し、入浴や排泄、食事などの介護を行う。

家事援助・・・ご自宅に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行う。

通院介助・・・1人で通院することが困難な方の援助を行う。

重度訪問介護・・・日常生活全般に常時の支援を要する方を対象に支援を行う。

行動援護・・・外出時及びその前後に予防的対応、制御的対応及び身体介護的対応を行う。

② 地域生活支援事業（移動支援）・・・社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行う。

対象者

山科区・伏見区にお住まいで関連の法律に基づく支給決定を受けた方

提供時間

月～日 6時半～22時（12月30日～1月3日は休業日）

V. 会議・他機関との連携等

1. 居宅会議の開催（勉強会・研修報告等の実施）（月1回）
2. 職員会議（人材育成・勉強会・調整などに関する会議）（月1回）
3. サービス提供責任者会議（月1回）
4. ケース会議（月1回）
5. 職員研修
 - ①法人職員研修会（研修委員会が企画）（年5回程度）
 - ②社会福祉協議会等が主催する研修会への参加
6. 京都市居宅介護等事業連絡協議会（年6回）
7. 京都市南部・東部障害者自立支援協議会

共同住宅「シェアハウスはなみずき」事業計画

I. 事業所の目標

○法人の理念である「重い障害があっても、地域の中であたり前に暮らす」ことができる社会の実現に向け、さらに、社会福祉法人の使命でもある「共生社会の実現」に貢献し、地域住民とともに歩み心豊かに暮らせる社会を目指す。

- ご利用者それぞれの個性や特性の理解を深め、ご利用者、またそのご家族と職員相互の信頼関係をより強固なものにしていくよう日々の業務にあたる。
- ご利用者それぞれの意向や多様なニーズに応え、ご本人が「ここが自分の生活の場」と感じてもらえる空間作りに努める。
- 業務マニュアル・個別支援マニュアルの整備を進め、標準的な業務・支援が提供できる体制を整える。
- 一般住戸について入居希望者の受け入れを推進し、シェアハウスについてはご利用者のご意向に沿いながら、昨年度の稼働率 70%弱から、80%程度までの引き上げを目指す。

Ⅱ. 実施体制

所長 森下 耕児（兼務）
生活支援員（宿直者）6名（兼務）

Ⅲ. 事業内容

① 住宅戸数 5室

内 2室（一室約 25 m²）は浴室・トイレ・洗面・キッチン・収納付きのワンルーム
3室（居室約 10 m²）はトイレ・洗面・収納付のワンルームと共同の浴室（昇降リフト付き）・キッチン・リビング・洗濯室

② 入居者負担金

敷金（預り金） 家賃の2カ月分（予定）

家賃 2室 52,000円（共益費 35,000円）予定

3室 41,000円（共益費 35,000円）予定

共益費のなかに水道光熱費、日用品費、管理費等が含まれている。

家賃については、京都市のセーフティーネット住宅供給促進モデル事業補助制度を活用し、一戸あたり4万円の補助が受けられる。

③ 入居者へのサービス

入居される方が、日々生活していくうえで支援が必要な場合、えのき会が運営する居宅支援事業所「サポートセンターめい」と個別利用契約を締結することにより、食事の提供、掃除、洗濯や入浴、食事、排泄等の日常生活動作に関わる支援サービスを受けながら暮らすことができる。

④ 入居対象者

住宅の確保に困難を抱える障がい者、高齢者、1人親家庭の方。

Ⅳ. 会議・他機関との連携等

1. 担当者会議の開催（勉強会・ケース検討等の実施）（月1回）
2. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
3. 職員研修
 - ・法人新任職員研修会への参加
 - ・法人職員研修会（介護・摂食・普通救命講習等年5回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加（派遣研修）

- ・総合防災訓練の実施
- ・他事業所の見学実習

特定相談支援事業所「えのき」事業計画

I. 実施体制

管理者	村上 高久（兼務）
相談支援専門員	中村早織（兼務）、山岡香（兼務）

II. 事業所の目標

障害福祉サービスを利用されている方が、安心して継続的にサービスを受けながら、生活の質を向上させられるように、生活全般に関する相談、情報提供、支援計画の作成等を行う。

III. 事業概要

運営方針

- 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努める。
- 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行う。
- 市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行う。

サービス内容

1. 営業日及び営業時間
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時50分から午後5時20分までとする。
 - (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
 - (4) サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。
2. 指定計画相談支援の提供方法及び内容
 - (1) 日常生活全般に関する相談
 - (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
 - (3) 指定計画相談支援に関する内容
 - ア サービス利用計画の作成及び評価
 - イ 訪問による継続的なモニタリング
 - (4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (1) から (3) に附帯するその他必要な相談支援、助言等

対象者等

伏見区・山科区にお住まいの障がいのある18歳以上の方

なお、上記地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援を行う場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道15キロメートル未満 300円
- (2) 事業所から片道15キロメートル以上 500円

IV. 会議・他機関との連携等

1. 法人職員会議（人材育成・勉強会等）（年数回）
2. 職員研修
 - ・法人職員研修会（介護・摂食・普通救命講習等年5回程度）への参加
 - ・社会福祉協議会等が開催する研修会への参加（派遣研修）
 - ・京都市が主催する相談支援専門員等スキルアップ研修（年数回）
3. 南部・東部自立支援協議会関連の各種会議への参加
4. 関係機関・関係事業所とのカンファレンスの開催